

令和4年5月2日開会
令和4年5月2日閉会
(臨時第2回)

うきは市議会会議録

うきは市議会

うきは市議会会議録（令和4年5月2日開会）

目 次

第1号（5月2日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
日程（第1号）	
仮議席の指定	5
選挙第1号	5
日程（第2号）	
会期の決定について	8
選挙第2号	8
決定第1号	10
会議録署名議員の指名	10
決定第2号	11
常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告について	11
選挙第3号	12
選挙第4号	13
議案上程	14
市長の提案理由説明	14
議案第31号	15
議案第32号	25
議案第33号	29
議案第34号	34
閉会中の審査調査の申出について	35
閉 会	36
署 名	37

うきは市告示第70号

令和4年第2回うきは市議会臨時会を次のとおり招集する

令和4年4月25日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和4年5月2日（月）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

権藤 英樹君

高木亜希子君

高松 幸茂君

樋口 隆三君

組坂 公明君

佐藤 裕宣君

竹永 茂美君

岩淵 和明君

熊懷 和明君

中野 義信君

佐藤 湛陽君

伊藤 善康君

野鶴 修君

江藤 芳光君

○応招しなかった議員

令和4年 第2回(臨時)うきは市議会会議録(第1日)

令和4年5月2日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和4年5月2日 午前9時00分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

議事日程(第2号)

日程第1 会期の決定について

日程第2 選挙第2号 副議長選挙について

日程第3 決定第1号 議席の指定について

日程第4 会議録署名議員の指名

日程第5 決定第2号 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

日程第6 常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告について

日程第7 選挙第3号 久留米広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

日程第8 選挙第4号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について

日程第9 議案上程(議案第31号から議案第34号まで4件)

日程第10 市長の提案理由説明

日程第11 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度うきは市一般会計補正予算(第11号))

日程第12 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市税条例等の一部改正について)

日程第13 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市国民健康保険税条例の一部改正について)

日程第14 議案第34号 監査委員の選任について

日程第15 閉会中の審査調査の申出について

議会運営に関する審査及び調査(議会運営委員会)

所管事務調査(総務産業常任委員会)

所管事務調査(厚生文教常任委員会)

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1号 議長選挙について

議事日程（第2号）

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 選挙第2号 副議長選挙について
- 日程第3 決定第1号 議席の指定について
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 決定第2号 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について
- 日程第6 常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告について
- 日程第7 選挙第3号 久留米広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第8 選挙第4号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について
- 日程第9 議案上程（議案第31号から議案第34号まで4件）
- 日程第10 市長の提案理由説明
- 日程第11 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度うきは市一般会計補正予算（第11号））
- 日程第12 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例等の一部改正について）
- 日程第13 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第14 議案第34号 監査委員の選任について
- 日程第15 閉会中の審査調査の申出について
議会運営に関する審査及び調査（議会運営委員会）
所管事務調査（総務産業常任委員会）
所管事務調査（厚生文教常任委員会）

出席議員（14名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 榑藤 英樹君 | 2番 高木亜希子君 |
| 3番 高松 幸茂君 | 4番 樋口 隆三君 |
| 5番 組坂 公明君 | 6番 佐藤 裕宣君 |
| 7番 竹永 茂美君 | 8番 岩淵 和明君 |
| 9番 熊懷 和明君 | 10番 中野 義信君 |

11番 佐藤 湛陽君

12番 伊藤 善康君

13番 野鶴 修君

14番 江藤 芳光君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君

記録係長 宮崎 恵君

記録係 中村 菜月君

説明のため出席した者の職氏名

市長 ----- 高木 典雄君

副市長 ----- 重松 邦英君

教育長 ----- 麻生 秀喜君

市長公室長 ----- 中野昭一郎君

総務課長 ----- 吉松 浩君

監査委員事務局長 ----- 松岡 美紀君

市民協働推進課長 ----- 江藤 良隆君

企画財政課長 ----- 山崎 秀幸君

税務課長 ----- 大石 恵二君

市民生活課長兼人権・同和对策室長 ----- 石井 良忠君

保健課長 ----- 末次ヒトミ君

福祉事務局長 ----- 浦 聖子君

建設課長 ----- 石井 太君

都市計画準備課長 ----- 石井 孝幸君

水環境課長 ----- 瀧内 宏治君

うきはブランド推進課長 ----- 手島 直樹君

農林振興課長兼農業委員会事務局長 ----- 高山 靖生君

浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長 ----- 佐藤 重信君

学校教育課長 ----- 井上 理恵君

生涯学習課長 ----- 山崎 穰君

自動車学校長 ----- 松竹 信彦君

総務法制係長 ----- 高良 靖之君

財政係長 ----- 竹上 欣宏君

資産税係長 ----- 石橋 浩二君

午前9時00分開会

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

おはようございます。議会事務局長の高瀬でございます。

本日は、改選後の初めての議会でございます。

したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、本日の出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。出席議員の中で、佐藤湛陽議員が年長議員でございますので、御紹介申し上げます。

佐藤湛陽議員、議長席にお願いいたします。

〔臨時議長 佐藤湛陽君議長席に着く〕

○臨時議長（佐藤 湛陽君） ただいま紹介を受けました佐藤湛陽でございます。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が行われるまでの間、臨時議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これから令和4年第2回うきは市議会臨時会を直ちに開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定します。

それでは、ここで高木市長から臨時会招集の御挨拶をお願いします。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、議会選挙後初の議会を招集させていただきました。後ほど提案理由説明の中で御説明をさせていただきますが、早々より種々の提案がございます。議員の皆様におかれましては、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○臨時議長（佐藤 湛陽君） ありがとうございます。

ただいまから議会人事を行いますので、執行部は退席をお願いします。なお、執行部の方にお知らせします。議会人事の終了を午後2時頃に予定していますので、その時刻になりましたら、再度出席をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

午前9時05分休憩

午前9時06分再開

日程第2. 選挙第1号

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 再開します。

日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

ここで、暫時休憩とします。

午前 9 時 06 分休憩

午前 9 時 25 分再開

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 再開します。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 念のため申し上げますが、当選人は法定得票数を超えた最多得票者です。得票数が同じの場合は、くじ引で当選人を決定します。

ただいまの出席議員は 14 名です。投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。なお、他事記載並びに白票については無効とします。

ただいまから投票を行います。投票用紙には被選挙人氏名、苗字と名前を記載してください。

それでは事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番 権藤 英樹議員	2 番 高木亜希子議員
3 番 高松 幸茂議員	4 番 樋口 隆三議員
5 番 組坂 公明議員	6 番 佐藤 裕宣議員
7 番 野鶴 修議員	8 番 竹永 茂美議員
9 番 岩淵 和明議員	10 番 熊懷 和明議員
11 番 中野 義信議員	13 番 江藤 芳光議員
14 番 伊藤 善康議員	12 番 佐藤 湛陽議員

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

開票立会人に仮議席番号1番、権藤英樹議員、仮議席番号2番、高木亜希子議員を指名します。
両議員は立会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 選挙の結果を報告します。

事務局長に報告させます。事務局長。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 報告いたします。

投票総数14票。有効投票14票、無効投票0票。有効投票のうち江藤芳光議員10票、伊藤善康議員4票。

以上でございます。

○臨時議長（佐藤 湛陽君） 以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、最多得票の江藤芳光議員が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（佐藤 湛陽君） ただいま議長に当選されました江藤芳光議員が議場におられますので、本席から当選の告知をします。

議長に当選されました江藤芳光議員に当選承諾及び挨拶を求めます。

江藤芳光議員、登壇をお願いします。

○議員（仮議席13番 江藤 芳光君） それでは、皆様に一言御礼を申し上げたいと思います。

このたびは多数の皆さんの御支持をいただきまして、この2年間の議長を務めさせていただくことになりました。本当にありがとうございます。また、選挙が終わりましたので、終わった以上はノーサイドで、伊藤善康議員も大変申し訳ないんですけども、一緒にまた頑張らせていただくように、この場をお借りしてお願い申し上げて、議員一体となって、やるべきときには呉越同舟で、先ほど申し上げたとおりの思いで議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○臨時議長（佐藤 湛陽君） これをもちまして、私の職務は無事終了しましたので、議長と交代します。江藤芳光議員、議長席に着席をお願いします。

〔臨時議長退席・江藤芳光君議長席に着く〕

○議長（江藤 芳光君） それでは直ちに会議を開きます。

本日、これからの議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本市議会臨時会の会期は、本日5月2日の1日間としたいと存じます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日5月2日の1日間と決定をいたします。

日程第2. 選挙第2号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第2、選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。それでは、ここで暫時休憩といたします。

午前9時43分休憩

.....

午前9時58分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（江藤 芳光君） 念のため申し上げますが、当選人は法定得票数を超えた最多得票者となります。得票数が同じの場合は、くじで当選人を決定いたします。

ただいまの出席議員は14名です。直ちに投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（江藤 芳光君） 配付が終わりました。配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（江藤 芳光君） 投票箱は異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いします。なお、他事記載並びに白票については無効といたします。

ただいまから投票を行います。投票用紙には被選挙人氏名、苗字と名前を記載してください。

それでは事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番 榑藤 英樹議員	2 番 高木亜希子議員
3 番 高松 幸茂議員	4 番 樋口 隆三議員
5 番 組坂 公明議員	6 番 佐藤 裕宣議員
7 番 野鶴 修議員	8 番 竹永 茂美議員
9 番 岩淵 和明議員	10 番 熊懷 和明議員
11 番 中野 義信議員	12 番 佐藤 湛陽議員
14 番 伊藤 善康議員	13 番 江藤 芳光議員

○議長（江藤 芳光君） 投票が終わりました。投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

直ちに開票を行います。

開票立会人に仮議席番号1番、榑藤英樹議員、仮議席番号2番、高木亜希子議員を指名します。

両議員は直ちに立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（江藤 芳光君） 開票が終わりました。選挙の結果を報告いたします。

事務局長に報告をさせます。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 報告いたします。

投票総数14票。有効投票14票、無効投票0票。有効投票のうち野鶴修議員8票、熊懷和明議員6票。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 以上のおりでございます。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、最多得票の野鶴議員が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、ただいま副議長に当選されました野鶴修議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

副議長に当選されました野鶴議員に当選承諾及び挨拶を求めます。壇上にお上がりください。

○議員（仮議席7番 野鶴 修君） それでは、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

このたび、副議長のほうに当選させていただきまして、ありがとうございます。

先ほどの所信表明でも申し上げましたとおり、副議長となりましたからには、議長の、まず補佐を一生懸命頑張っていきたいという思いとともに、先ほど言いましたように、市民にもっともっと関心を持ってもらえるような議会、そういった議会へと改革していきたいというふうに思っております。そのためにも再度——2つの常任委員会があるわけですが、こういった常任委員会の機能、これを一から見直し、さらには議会そのものの運営の仕方、そういったものを議長と一緒に、いろいろ相談しながら、よき方向に向けていきたいというふうにも思っております。

さらには、うきは市の抱える非常に大きな課題が2つ、今、控えております。この課題についても真摯に取り組んでいきたい。そして、市長にも対等に提案できるような、そういった調査、勉強をやっていきたいというふうにも思っておりますので、皆様方の御協力を今後ともよろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） それでは、ここで暫時休憩といたします。10時25分より再開いたします。

午前10時11分休憩

午前10時25分再開

日程第3. 決定第1号

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

日程第3、決定第1号議席の指定を行います。

議席は、議長14番、副議長13番とし、その他の議員については議員の期ごとの年齢の若い順からの番号といたします。各議員の議席を事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（高瀬 将嗣君） それでは、議席番号と氏名を順に朗読させていただきます。

1番、権藤英樹議員、2番、高木亜希子議員、3番、高松幸茂議員、4番、樋口隆三議員、5番、組坂公明議員、6番、佐藤裕宣議員、7番、竹永茂美議員、8番、岩淵和明議員、9番、熊懷和明議員、10番、中野義信議員、11番、佐藤湛陽議員、12番、伊藤善康議員、13番、野鶴修議員、14番、江藤芳光議員。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ただいま朗読しましたとおりに、会議規則第4条第1項の規定により、今後の議席として指定をいたします。

日程第4. 会議録署名議員の指名

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1番、権藤英樹議員、2番、高木亜希子議員を指名いたします。

日程第5. 決定第2号

○議長（江藤 芳光君） 日程第5、決定第2号常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

ここで暫時休憩します。

午前10時26分休憩

午後1時15分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは再開をいたします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の指名については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することになっております。委員名簿をお手元に配付いたしております。

ただいまから事務局長に朗読させます。局長。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 決定第2号常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について、うきは市議会委員会条例第7条第1項の規定により、常任委員会委員及び議会運営委員会委員を次のとおり指名する。令和4年5月2日。うきは市議会議長江藤芳光。

委員会名、定数、委員氏名の順に読ませていただきます。

総務産業常任委員会、定数7人。伊藤善康議員、岩淵和明議員、江藤芳光議員、佐藤湛陽議員、組坂公明議員、樋口隆三議員、高松幸茂議員。

厚生文教常任委員会、定数7人。佐藤裕宣議員、熊懐和明議員、野鶴修議員、中野義信議員、竹永茂美議員、高木亜希子議員、権藤英樹議員。

議会運営委員会、定数6人。熊懐和明議員、岩淵和明議員、伊藤善康議員、佐藤湛陽議員、佐藤裕宣議員、権藤英樹議員。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 朗読が終わりました。ただいま読み上げたとおり、以上のとおり決定したいと思います。御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました各議員をそれぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に指名することに決しました。

日程第6. 常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告について

○議長（江藤 芳光君） それでは次に、日程第6、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並び

に副委員長の選任結果を報告いたします。

常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会において、互選をしていただくことになっております。互選の結果を議長まで報告いただいておりますので、ただいまから事務局に朗読をさせます。局長。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任について、結果報告でございます。

うきは市議会委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長が次のとおり互選されたので報告する。令和4年5月2日。うきは市議会議長江藤芳光。

委員会名、委員長名、副委員長名の順に読ませていただきます。

総務産業常任委員会、伊藤善康議員、岩淵和明議員。厚生文教常任委員会、佐藤裕宣議員、熊懷和明議員。議会運営委員会、熊懷和明議員、岩淵和明議員。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 朗読が終わりました。以上のとおりでございます。

以上で、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告を終わらせていただきます。

日程第7. 選挙第3号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第7、選挙第3号久留米広域市町村圏事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本選挙につきましては、久留米広域市町村圏事務組合から議員選出の依頼がありましたので、久留米広域市町村圏事務組合同規約第5条の規定により選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決しました。久留米広域市町村圏事務組合議会議員に、5番、組坂公明議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名をいたしました、5番、組坂議員を久留米広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、組坂公明議員が久留米広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

当選人が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上でございます。

日程第8. 選挙第4号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第8、選挙第4号福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本選挙につきましては、福岡県介護保険広域連合から議員選出の依頼がありましたので、福岡県介護保険広域連合規約第8条の規定により選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦とすることに決しました。

お諮りします。指名の方法については、13番、野鶴修議員が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、13番、野鶴修議員が指名することに決しました。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） それでは、福岡県介護保険広域連合の議会議員に、14番、江藤芳光議員を指名いたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） お諮りします。ただいま指名をされました、江藤芳光議員を福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、江藤芳光議員が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選しました。

当選人が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。13時40分より再開をいたします。

午後1時24分休憩

午後1時40分再開

日程第9. 議案上程

○議長（江藤 芳光君） それでは会議を再開します。

日程第9、議案の上程を行います。議案第31号から議案第34号までの4件を上程いたします。

日程第10. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 日程第10、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、第2回うきは市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

本臨時議会は、市議会議員選挙後初めての議会となります。再選されました議員の方々におかれましては、引き続き市政運営に対しまして御指導、御協力をいただきますようお願いするとともに、新たに当選された議員の方々におかれましては、新しい視点で市政運営に対する御指導、御協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

現在、うきは市におきましても、全国的な課題であります。少子高齢化、地域の人口減少という厳しい現実がある中、新型コロナウイルス感染症に関しましては様々な変異ウイルスの出現により、感染拡大の波を繰り返しており、いまだに収束の兆しは見ておりません。さらには、ロシアによるウクライナ侵攻により、天然ガスや原油などの燃料や小麦などの農産物の価格上昇など、市民生活や市内事業活動に直結する影響が生じているところであります。

このような状況の中、厳しい財政状況ではありますが、第2次うきは市総合計画後期基本計画、第2期うきは市ルネッサンス戦略、第2次うきは市教育大綱、うきは市過疎地域持続的発展計画等に位置づけられた事業を通じて、若年層の人口減少対策、地域経済の活性化対策、さらにはデジタル化、脱炭素化への対応など、重要な課題に取り組んでいるところであります。

将来像であります「うきはブランドを絆で結ぶ しあわせ彩る うきは市」を目指して、新しくなった議会と連携し、議員の皆様の御理解、御協力を賜りながら、一丸となつてうきは市の活性化、安全・安心なまちづくりに向けて邁進していく所存でありますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案をしております議案は、予算案件1件、条例案件2件、人事案件1件となっております。

まず、議案第31号は、令和3年度うきは市一般会計補正予算（第11号）に係る専決処分の承認を求めることについてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,329万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億2,370万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方揮発油譲与税1,655万4,000円、自動車重量譲与税4,910万円、株式等譲渡所得割交付金1,310万8,000円、法人事業税交付金1,424万7,000円、地方消費税交付金9,819万9,000円、地方交付税2億9,967万8,000円、寄附金1,030万円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、総務費では、総務管理費5億2,410万3,000円の増額補正と、予備費80万5,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第32号は、うきは市税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部改正に伴い、うきは市税条例等の一部改正が必要となり専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第33号は、うきは市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてであります。地方税等の一部改正に伴い、うきは市国民健康保険税条例の一部改正が必要となり専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第34号は、監査委員の選任についてであります。監査委員のうち、議員選出の監査委員が令和4年4月30日で任期満了となりましたので、地方自治法第196条第1項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきまして、議題とされました際に担当課長より改めて御説明をいたします。いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

日程第11. 議案第31号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第11、議案第31号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度うきは市一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 企画財政課の山崎と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

議案第31号専決処分の承認を求めることについて。令和3年度うきは市一般会計補正予算(第11号)について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。令和4年5月2日提出。うきは市長高木典雄。

次の8ページをお願いいたします。

専決第3号専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。令和3年度うきは市一般会計補正予算(第11号)を別紙のとおり定めること。令和4年3月31日。うきは市長高木典雄。

次に、補正予算書1ページをお開きください。

専決第3号令和3年度うきは市一般会計補正予算(第11号)。

令和3年度うきは市の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,329万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億2,370万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年3月31日。うきは市長高木典雄。

次に、補正予算書の7ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正。1件の追加でございます。繰越明許費とは、会計年度独立の原則の例外として、地方自治法第213条に基づき当該年度の歳出予算の一部を翌年度に繰り越して使用することができるという予算でございます。今回、3款2項児童福祉費の子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)等について、令和3年度中に申請があったものでも支払いが4月以降となるものについては、繰越明許費とするように国のほうから通知がありましたので、給付金等の205万円を翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

次に、歳入について説明をいたします。少し先の13ページをお願いいたします。

各種譲与税交付金等につきましては、国または県が徴収しました税等に対しまして、法令に基づく配分率で市町村に交付されるものでございます。年間2回、ないしは4回に分けて交付されておりまして、この3月が最終交付月になりますので、額の確定に伴い補正を行ったものでございます。

まず、13ページの2款1項1目地方揮発油譲与税は1,655万4,000円の増額補正でございます。

次に、14ページ、2款2項1目自動車重量譲与税は4,910万円の増額補正でございます。

15ページ、3款1項1目利子割交付金は6万6,000円の減額補正となっております。

16ページ、4款1項1目配当割交付金は900万2,000円の増額補正でございます。

続いて17ページ、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は1,310万8,000円の増額補正となっております。

18ページをお願いいたします。6款1項1目法人事業税交付金は1,424万7,000円の増額補正でございます。

19ページ、7款1項1目地方消費税交付金は9,819万9,000円の増額補正でございます。

20ページ、8款1項1目ゴルフ場利用税交付金は563万7,000円の増額補正でございます。

21ページ、9款1項1目環境性能割交付金は441万円の減額補正となっております。

次に、22ページでございます。10款1項1目地方特例交付金、こちらは276万5,000円の増額補正でございます。

23ページ、10款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は4万5,000円の増額補正でございます。

24ページ、11款1項1目地方交付税は、そのうちの特別交付税分2億9,967万8,000円の増額補正でございます。

25ページ、12款1項1目交通安全対策特別交付金は63万6,000円の増額補正でございます。

26ページをお願いいたします。17款1項2目利子及び配当金は850万3,000円の増額補正でございます。

27ページ、18款1項2目指定寄附金は、まち・ひと・しごと創生寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税分の1,030万円が増額補正となります。

続きまして、28ページをお願いいたします。これから歳出になります。

2款1項7目財政調整基金費5億2,410万3,000円の増額補正です。内訳としては、財政調整基金に先ほどの基金運用益分として850万3,000円、公共施設等整備基金に、公共施設の計画的な整備促進を図るため5億500万円、ふるさと・まごころ基金に、企業版ふるさと納税のうち、ラグビータウンプロジェクト分として1,060万円の積立てをそれぞれ行うものでございます。

29ページ、予備費。14款1項1目は、歳入歳出予算の調整で80万5,000円の減額になります。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 幾つかお尋ねします。

まず7ページの繰越明許費ですけれども、これは記載のとおり、先行給付分ということですが、締切りがもう既に終わっていると思いますけれども、これ以上こういったことが、これ以上というか、それ以上、増えていかないかどうかということをご確認したいというのが1点目です。

それから2点目が、今回の歳入と歳出の関係についてお尋ねしますけれども、歳出のところでは財政調整基金に利息ということで、そのままの金額が据えられております。それはそれでいい。ただ、それ以外は公共施設等整備基金ということに全部繰り入れるという形になっているんです。事業展開という意味では、ラグビータウン事業ということになっているんですけれども、公共事業にだけ集中して入れる、各種の歳入の内訳いっぱいあるわけですが、集中している理由について確認をしたいと思いますので、お答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 浦所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 福祉事務所、浦でございます。よろしく申し上げます。

繰越明許の部分の説明でございます。205万円の繰越してございますが、この分につきましては、3月末までに出生した者につきまして支払いが終わっております。6名の方に繰越分で支給をしたところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 2点目の御質問でございます。

今回、かなりの金額、余剰金が出ております。今年度は地方交付税の追加交付なり、コロナの交付金とか、いろいろコロナ対策で国からの手厚い財源措置等も行われまして、結果的にこれだけの金額が基金として積み立てられるようになっております。

この公共施設等整備基金に積み立てた理由につきましては、今後の公共施設、今、老朽化が非常に進んできておりますので、今後、計画的に整備をしていくということでこちらの基金のほうに積立てをさせていただいたところでございます。年度末、最後の補正になりますので、これから新たな事業ということではないので、毎年、この基金のほうに積立てをさせていただいております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 3年度の補正予算ということですので、その部分では仕方ないところがあるかと思うんですけども、改めて公共事業等の整備基金をどのように活用するのかということがやっぱりその前提になるだろうと思うので、その部分についてきちんと説明できるような計画、それをちょっと確認したいのと、現在、令和3年度までの基金の総額が累計でどのくらいになってるのか、改めて確認したい。

3点目に、そういう意味では、さっき市長の提案理由説明の中でもおっしゃってるように、まだコロナが十分に収束してる状況にもない、いろいろ給付等されてるところもありますけども、新たな経済対策も令和4年度で出ておりますけれども、そこはそこでありまして、今、十分にそのところ回ってるのかどうかというところがちょっと気になるところなので、優先順位の考え方からしても、もう少しあってもよかったのかなというふうにちょっと思ったもので発言させていただいてます。その辺のところが見通しがどういうふうに思っておられるのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 公共施設等整備基金、まず年度末の残高の見込みでございます。今現在で約20億5,916万円ほどを見込んでおります。今回の5億円を足して20億5,916万円ということで把握をしております。

今回、公共施設等整備基金のほうに積立てを行いましたけど、財政調整基金に積み立てる方法もあったかと思っております。今後、うきは市のほうは、これから上水道の計画なり、さらにはごみ処理の施設、し尿処理施設、それから浮羽消防署の本署、出張所の建替え、そういった大きな事業が幾つも控えております。そういったことで、今、極力、可能な限り基金のほうで積み立てて、将来に備えておくということで考えているところでございます。もうその事業もここ数年のうちには具体化してくる部分もございますので、そういったことで今回、公共施設のほうに特に積立てをしたのは、その中でもやっぱり公共施設、またこちら学校をはじめ老朽化をしておりますので、それに備えて財源の措置をさせてもらったところでございます。

コロナの関係につきましては、うきは市もこれまでずっと独自の支援策等も施してきたところでございます。今後もそういった、感染状況等を見ながら必要な対策はやっていく必要があると考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 幾つかお尋ねいたします。

まず最初に確認ということになると思いますが、11ページ、歳入で多くのものが増額になってますが、これはコロナ禍での税込等を低く見積もっていたが、現実的にはそこまでなくて増額したという理解でよろしいのかというのが1点です。

それから2点目が、28ページ、先ほどの岩淵議員と少し関連するかもしれませんが、公共施設等への整備基金等々へ積み立てられてありますけれども、やはり新型コロナ禍の中で子育て支援策や、あるいは子供支援とかというのがあったのではないかなと思いますが、そのことはどのように考えられたのか。

それから3点目が、確かにコロナ禍で物の値段が上がるということでしたけれども、最近ではロシア軍のウクライナ侵攻による物価高というのが非常にあつてるようにお伺いいたしております。その分での手当をどのように考えてあるのか。

それから最後4点目になりますが、ラグビータウンの説明の中で、通常だと地域おこし協力隊を3年を限度としていたけれども、今回の3名は1年で行うということでしたけれども、それほどのような背景で、どのような目的というか、予測が立って1年にされたのか。

以上4点お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） まず歳入の増額の理由でございます。

これは議員御指摘のとおり、令和3年度当初がコロナの状況を鑑みまして、国の予算措置も参考にしながら低めに予算査定をしております。結果的に税収が回復して増額になったものでございます。

それから、公共施設等整備基金の関係でございます。いろいろお考えはあるかと思いますが、財政調整基金は、例年ですと年度末に財政調整基金からの取崩しを減額する、少しでも圧縮していく補正が主でございましたが、ここ2年ほどはコロナの臨時交付金等で国のほうからも財源措置をいろいろいただいた関係で、財政調整基金の取崩しは今年度もなしでいくことができております。そういったことで、財政調整基金をどんどん膨らますというのも1つかもかもしれませんが、それと併せて公共施設の老朽化等もうきは市の喫緊の課題でもございますので、今回はそちらのほうに積立てをさせてもらったところでございます。

それから、子育て支援策とか、そういった部分につきましては、財政調整基金も今55億円ほど積立てておりますので、必要に応じて活用を今後図っていきたいと考えております。

それから、3点目のウクライナの侵攻に伴う対応につきましては、今回の専決処分はあくまでも年度末の専決予算でございますので、こちらのほうではちょっと対応はしておりません。今後、6月補正予算なり、以降でそういった部分については考えていきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 市長公室長の中野です。よろしくお願いいたします。

最後のラグビータウンプロジェクトに係る地域おこし協力隊の関係の御質問でございます。

通常、地域おこし協力隊は、1人が3年間を限度にミッションに取り組むというのが通例でござ

ございます。しかし今回、うきはラグビータウンプロジェクトに関しましては、令和4年度の取組が非常に重要になってくるというふうに考えております。初年度ということで、多くの選手を確保することが必要になってまいります。そして選手を確保するためには、地元企業等で働く場所が必要になってまいります。その選手と地元企業とをマッチングさせる、この業務に3名が令和4年度、しっかり関わってもらおうということで、今回3名の雇用を1年限度ということでさせていただいているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） まず28ページの件ですけれども、財政調整基金なり公共施設等がありましたけれども、やはりコロナ禍であり、また先ほど言いましたロシア軍のウクライナ侵攻によって、やっぱり子育て・子供支援というのは非常に厳しい状況ではないかなと思っておりますが、今後、活用ということですが、そのためにはどのような取組で子育て・子供支援の実態をつかもうとされてるのか、具体的な取組をお伺いいたします。

それから2点目が、確かに3月末ということで、2月24日の侵攻ということだったと思いますが、これもまた6月補正で考えるということですが、やはり実態をつかんだ上での政策ではないかと思っておりますが、そのような実態はどのような手だてで、いつまでにしようと考えているのか。

それから最後の3点目は、ラグビータウンの件ですけれども、多くの選手に多くの働く場所というのは、それはそれでいいと思うんですが、1年間ということになるとやはり地域おこし協力隊もかなりプレッシャーだと思いますし、いわゆるマッチングという意味で言えば、仮の話、うまくいったとしても半年後、あるいは1年後の状況というのは予断を許さない状況というのがあるのではないかと思います。1年で区切った理由をもう少し明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 竹永議員からの今の御質問の件でございます。

今、ウクライナ侵攻に伴ういろんな影響等につきまして、国・県の情報収集等を行いながら、なるべく早く予算のほうに反映できる分は反映していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） ラグビータウンプロジェクトの関係ですが、今回、このプロジェクトを推進するに当たりまして、以前にも御紹介をさせていただきました地域おこし協力隊でもあります、島川氏を代表に株式会社L e R I R O福岡を創設いたしております。基本的には1年間、地域おこし協力隊で従事して、卒業した後はこのL e R I R O福岡のほうで雇用をしていく

というようなことになってまいろうかと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。3回目です。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私の2回目の質問で、どのような方法でそういう困窮者といいますが、生活の激変、減ったほうだと思いますが、それをつかむのかという質問をしたんですが、その答弁がありませんでしたので、3回目の質問といたします。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） それぞれ所管のほうで情報なり、情勢を収集しながら、施策なり、予算のほうに反映させてもらいたいと考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 13番、野鶴です。

28ページの関係で、今、ほかの議員からも質問が出ておるかと思いますが、ふるさと・まごころ基金のところ、1,060万円、ここについてラグビータウンプロジェクト、この部分での積立てというふうな報告がっております。これは直接、補正について云々ということではないかもしれませんが、ラグビータウンプロジェクトにうきは市としてどのように今後関わっていくのか。先ほど言いましたように、地域おこし協力隊、3名、1年間ということで、その雇用の関係、マッチング等をしていくと。それだけならいいんですけど、例えば今後、金銭的なものとか、そういった部分について、うきは市としてラグビータウンプロジェクトにどのように関わっていくつもりがあるのか、その辺について市長の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

私、個人的に言いますと、このプロジェクト推進に関しては全く反対するわけではありませんけど、今、コカ・コーラであるとか、サニックスですか、そちらのラグビーチームがもう既に解散というふうな状況下にあっております。そういった中で、今後、新たにうきは市の中でラグビーチームを設立して運営していくということが非常に厳しいのではないかなという気もしております。多分、この話というのが浮羽究真館高校のラグビー部が県のベスト4に進出したということが1つの大きな引き金になってるのではないかなという気もいたしておりますけど、当初の目的であります全国大会への出場、そういったこともまだ全然なし得ておりません。そういった中でこのラグビータウンプロジェクト、これを推進していくというのはちょっと時期的にも尚早ではないかと。また、こういったコロナ禍の中にあって、こういったことを推進していくというのがちょっとタイミング的にどういふものかなという気が個人的にしております。

市長として、今後このラグビータウンプロジェクトにどのような形で、どのようなスタンスで、うきは市として関わっていくのか、その辺のところを説明していただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） まず私のほうから答弁させていただきます。

今回のラグビータウンプロジェクトでございますが、先ほど議員からお話がありましたように、非常に厳しい状況というのは、私どもも理解をしているところでございます。ただ、今回のラグビータウンプロジェクトに関しては、特定の企業には所属をせずに地域の企業群と連携をして活動する、まさに地域密着型のチームをつくろうということでスタートしております。そして、最終的な目標としては、日本ラグビーの最高峰であるジャパンラグビーリーグワン参入を目指していくというようなものです。

確かに、おっしゃるように非常に厳しいところがありますし、実現可能なのかという疑問視をする声も大きいというふうに思っております。しかしながら、団体のほうも非常に熱心に精力的に活動をされてあります。首都圏の企業などにもプロジェクトの紹介をして賛同をいただくような取組を進めておりまして、今回、それが寄附という形で1,060万円の寄附を頂いたところでございます。

現時点では、うきは市といたしましては、今後、LeRiRO福岡とともに、また浮羽究真館高校を加えまして、さらにはうきは市商工会、この4者でうきはラグビータウンプロジェクトを推進するための連携協定が結べないかなというふうなことも考えております。この中でどのように進めていくのか改めて検討させていただいた上で、また議会のほうにも御説明をしてみたいと思いますし、当面は企業版ふるさと納税の頂いた寄附の中で支援をしていくつもりでございますが、今後、まだまだ市民の皆さんにも賛同いただくような形をつくりながら、機運の高まりを育てていきながら、この事業を進めてまいりたいと思っております。また適時、説明をしてみたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 内容について、今、詳しく説明いただきましたので、ある程度は理解できたと思います。

ただ、今言いましたように、LeRiRO福岡、それと市と商工会、それに浮羽究真館高校と、4者でいろいろ連携し、協定を結んでやっていくというふうな話でありますけど、いずれにしても財政力はどこも——財源というか、資金力は全くない団体であるかというふうにも思います。やっぱりこういったものを運営していくには相当の資金というのが必要になってくるかと思しますので、こういったことを推進することについては私も個人的には何ら反対はしませんけど、やっぱり資金を、もし市のそういった資金を使うようになったときに非常にやっぱり大きな問題となるかと思しますので、十分その辺については議会のほうに早めにいろんな情報なり、そういった部分についての報告を逐一やっていただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） ありがとうございます。

チームの運営の在り方に関しましては、スポンサーの収入が大きなウエートを占めてくるのかなというふうに思っております。そのために今、団体のほうも非常に精力的に働きかけを行っておりますし、地元の企業におかれましても既に雇用を決められておるところもあります。非常にありがたい行動かなというふうに思っております。今後とも、また適切に情報提供をさせていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 5番、組坂でございます。

1点だけ。同じ質問でございますが、うきはラグビータウンプロジェクトというのは、4年からのうきは市は関わりの事業じゃないのか。そうしたときに、この基金を3年度で立ち上げるといのが事務的にいいのか、いやいや、3年からうきは市として取り組んでるんですよ、私のほうはもう4年からの新たなプロジェクト、うきはラグビータウンプロジェクトに取り組むということでしたので、そこの整合性というか、3年度の予算でから基金を立ち上げていいのか、そここのところの確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 企業版ふるさと納税につきましては、令和4年度になりましてプロジェクトを1つ増やして、うきはラグビータウンプロジェクトということでメニューを増やして寄附を募っているという状況でございます。

令和3年度中につきましては、この1,060万円に関しては、ホームページを見ていただくとプロジェクトが今、7つになってるんですけど、令和3年度は6つございました。その6つ目のうきは市まち・ひと・しごとプロジェクトということで、これは地方創生全般に対応できるようなメニューとして捉えているんですけども、ここに企業様のほうから、うきはラグビータウンプロジェクトに関して寄附をしたいんだという申出がありまして、私どもに頂いた寄附金になりますので、これをラグビータウンプロジェクトに使用することについては何ら問題がないというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 先ほど寄附金のことについて、ラグビータウンのことについてちょっと質問ですけども、仮にラグビー以外のところに使ってくれというところで申出があったときは、どうなされるのか。うきは市全般のことについて、まち・ひと・しごとですか、そういったところに使ってくれと言われたときにも、その中からラグビーのほうに資金が使われるのか。そういったところはどうか教えていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） ラグビータウンプロジェクトに使わせていただくお金は、その目的のために寄附があったものに現時点では限定しておりますので、それ以外の寄附を充てるということは全く考えておりません。という回答でよろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は承認することに決しました。

日程第12. 議案第32号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第12、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例等の一部改正について）を議題といたします。

説明を求めます。大石税務課長。

○税務課長（大石 恵二） 税務課の大石です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案書の9ページをお開きください。

議案第32号専決処分の承認を求めることについて。うきは市税条例等の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。令和4年5月2日提出。うきは市長高木典雄。

10ページをお開きください。

専決時点での専決処分書です。朗読は省略いたします。地方税法等の一部を改正する法律。令和4年法律第1号が令和4年3月31日に交付されました。それに伴い、うきは市税条例等の一

部を改正する必要が生じたので、同日付で改正し、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、皆様議会に報告し、承認を求めるものです。

では、11ページを御覧ください。

うきは市税条例等の一部を改正する条例。これについて、長いのですが、主なものについて説明させていただきます。なお、新旧対照表のほうが見やすい場合がございますので、横書きの新旧対照表のほうを御用意ください。

まず、固定資産税関係から申し上げます。新旧対照表の1ページ、第18条の4の改正規定がございます。6ページから7ページにかけて、第73条の2、第73条の3の改正規定もございますが、同じ範疇の改正ですので、まとめて報告させていただきます。

この改正の内容は、DV被害者等に係る固定資産税課税台帳について証明書等を交付する際、住所に代えて省令に定められた措置を講じたものを交付することができるという法改正が行われたことに伴う改正でございます。

次に、10ページの中ほどを御覧ください。

附則第12条の改正規定を御覧ください。内容は、景気回復に万全を期すため、令和4年度、本年に限り、商業地等に係る固定資産税の負担調整措置の上昇幅を、通常5%のところを2.5%に抑える措置のための改正です。

ここで負担調整のことについて簡単に御説明いたします。土地というのは、毎年、評価をしておるところなんですけど、土地の評価額が急激に上昇した期間があったとしても、税の負担の上昇を緩やかにするため、課税標準額を徐々に上昇していく、一定の率以下に上昇していくという措置が取られております。通常、この上昇幅の上限が5%なのですが、本年度に限り、景気回復を目指すため、2.5%に半減するというものです。

ちなみに、商業地等というのは、宅地ではありますが非住宅地、つまり会社の事務所、倉庫、店舗、こういったものが建っているところ、あるいは雑種地——駐車場が主になりますが、そういった土地を商業地等と申しております。つまり、そういった御商売に係る土地の上昇幅を少し抑え込んでいこうという措置の改正になります。ちなみに、それに対する影響なんですけども、本年度、商業地等の評価額では約5.09%ほどがその場所に該当いたします。この上昇幅を通常5%から2.5%へ変更した場合の減額額は約2,100万円となります。このことは当然、当初予算のほうには織り込ませていただいております。

続きまして、新旧対照表の2ページから3ページ目を御覧ください。

ここからは住民税に係ることを申し上げます。第33条及び第34条の9の改正です。これは上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しに関する改正になります。現在、上場株式

等の配当と、またはその譲渡所得については、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能です。その課税方式を所得税と個人住民税で一致させるための改正でございます。具体的に申し上げますと、当該所得は源泉徴収がされてますので分離課税が原則です。しかし、確定申告書で総合課税を選ぶことも可能です。さらに所得税では総合課税を選んだ上に、住民税では総合課税を選ばないという選択が現在はできますが、これを所得税で総合課税を選べば住民税も自動的に総合課税しか選べないという事務的な改正でございます。

次に、7ページをお開きください。

真ん中辺りになりますが、附則第7条の3の2の改正分を御覧ください。これは所得税において住宅ローン控除のことに関する住民税に対する影響の部分なんですけども、こちらが令和3年度までは、令和3年末入居までが対象でしたが、所得税に合わせて令和4年末から令和7年末の入居までが対象として延長されました。そのために同期間、所得税から控除しきれなかった額を住民税でも控除できる期間を延長するためにこの年数を変更しているところでございます。

主な改正点は、以上になります。そのほか、いろんなところに改正がっておりますが、それは主に上位法、地方税法やその他の法律の改正に伴い、文言の整理や条項がずれた場合の修正を行うための改正になっております。

最後に、議案書にお戻りください。議案書14ページ、中段以下、附則を御覧ください。

附則の第1条、ここに施行期日が規定されております。この改正の施行期日は、令和4年4月1日を原則としておりますが、そこに第1号から第3号、(1)、(2)、(3)と書いてあるところですが、ここに指定された改正については、それぞれその末尾にお示しした日付から施行していくというふうに、施行日が段階的になっているということでございます。

また、第2条以降は、2条から4条ですが、これはそれぞれの項目ごとの経過措置が規定されております。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっとお尋ねします。

固定資産税のことですけれども、要するに緩和措置で5%が2.5%になるということです。2,100万円ということでおっしゃってました。ということは4,200万円のものが2,100万円になるということですのでけれども、対象となる物件の件数が何件なのかということのをちょっと教えてほしいということと、全体の固定資産税額に対する減額される2,100万円というのが何パーセントぐらいなのか、改めてちょっと確認をしたいと思っております。教えていただきたい。

○議長（江藤 芳光君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二） 先ほど影響額を申し上げましたけれども、実際の筆数といいますか、件数までは、今のところ、まだ拾い上げておりません。申し訳ございません。

それと2.5%の影響を受けた2,100万円が全体の固定資産税に対する割合ということであれば、当初予算、もう議決いただいた分ですけども、その全体の中の土地の算定額が3億4,983万2,000円を計上しておりますので、その3億8,000万円ほどのうちの2,100万円となります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 多分答弁されたと思いますが、これは何件予定されてるかというのは分からないということでしたっけ。そしたら、この件を一度聞いてもなかなか理解しきらないと思うんですけども、どのような形で、いつ広報されるのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 大石課長。

○税務課長（大石 恵二） これは負担調整という毎年行われている固定資産税の制度でありまして、その制度の中で本年に限り2.5%は下げるということは、もうこちらのほうで当初課税で調整して御通知いたしますので、一般的な広報ではなく、個人個人に対する広報はもうそこを削減したところでの課税通知としております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 大石課長。

○税務課長（大石 恵二） ちなみに、当初課税のときには、課税通知の中にいろんなチラシを入れてまいります。その中にこの負担調整の特例のことも1項目入れておりますので、同時にそれが広報となっております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第32号につきましては委員会付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は承認することに決しました。

日程第13. 議案第33号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第13、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。よろしくお願いたします。

議案書17ページをお開きください。

議案第33号専決処分の承認を求めることについて。うきは市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。令和4年5月2日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第5号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。うきは市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正すること。令和4年3月31日。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。改正の理由といたしましては、令和4年3月31日の地方税法施行令の一部改正に伴い、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分をさせていただいたものでございます。

新旧対照表の16ページをお願いいたします。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の基礎課税額、医療分に当たりますけれども、課税限度額が63万円から65万円に、また後期高齢者支援金等課税額、後期分に当たりますけれども、その課税限度額が19万円から20万円に改正をされたため、うきは市国民健康保険税条例第2条第2項のただし書の部分及び第23条第1項中の63万円を65万円に改め、第2条第3項ただし書及び第23条第1項中の19万円を20万円に改めるものでございます。

また、16ページの下段から17ページになりますが、規定の整理のため、附則第2号中、同

条中を同項中に改めております。

以上、報告させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 改めて国民健康保険税条例の一部改正について質問いたします。

今回の改正で最高限度額が年間が102万円となるというふうに、先日の4月26日の初打合せのときに御説明があって、資料も配られておりました。該当する市民に対しては極めて高額であるというふうに思います。そこで条例改正に至る経過の説明ですけれども、今、説明の中では政令等が3月31日に交付されたということではおっしゃっておりませんが、具体的にうきは市でこの税条例改正に当たって、運営協議会等で税率について検討されたかどうか確認したいということと、どのような意見があったのか、それを少し説明いただきたいということと、議事録の提出を改めて求めたいと思います。

それから2つ目には、今回の改定で、限度額に達する方についての所得基準額について確認したいと思います。医療分65万円、後期高齢者20万円、介護給付金が17万円ということになるとは思いますけれども、各世帯数と人数を確認いたします。

それから、財政運営の基本的には安定化というか、応能による保険負担の格差是正ということが背景にはあるというふうに思いますけれども、従前の限度額と、今回の改正によつての賦課徴収税額の収入差が幾らになるのか確認させていただきます。

以上3点、お願いします。

○議長（江藤 芳光君） 市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 3点、御質問をいただきました。

1点目が国民健康保険の運営協議会のほうでの協議の内容でございます。

今年の2月に運営協議会のほう、開催をいたしております。その時点ではまだ施行令の改正というのは見込みといたしますか、予定ということでお話が、情報としては持っておりましたので、その分について運営協議会のほうに見込みがあるということで、予定としてお話を御提案させていただきました。委員の御意見というのは特にございませんでした。議事録についてはございますので、後で提出させていただきます。

それと限度額の所得基準の対象者ということでございますが、令和3年度のベースによる試算でございますけれども、3月31日現在の国保の世帯総数が4,148世帯でございます。基礎課税額の課税限度額65万円を超える世帯が116世帯でございます。次の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額改正後の20万円を超える世帯につきましては81世帯でございます。合わせた合計の部分については、算出できておりません。

それとこの賦課による収入差ということでございますけれども、この3年度ベースにつきましては、それぞれ65万円を超える世帯116世帯、そして81世帯、20万円を超えるというところになりますので、その金額にそれぞれ増額された2万円、1万円を加算した金額が令和3年度ベースでは、試算としては計算できるかと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっと正直言って、不十分だと思います、提案としてですね。要はこの限度額の訂正って、歴史的にどうだと。歴史的と言うほどでも、言って大きくなるかもしれませんが。この10年で6回上がっているんですけど、1回も審議に付されている経過がないんです。再三、所管でもあったことから、そのことはお伝えしてあって、きちんと議会で議論できるようにしてほしいということは、口頭ですけれどもお伝え申し上げていたはずですよ。

そこでちょっと確認しますが、年間102万円となる世帯数について、最終的に算出できていないという御答弁でした。これはやっぱりきちんと調べるべきだと思いますので、改めて調べてください。

それから、そういう意味で言うと、月額8万5,000円、12か月で割って。これ、協会けんぽ並みで言えば、幾らの年収の方が対象になるのか。さっき最初の質問のところ対象となる所得額基準について言い漏らしておりましたけども、うきは市の国保に加入している方の所得額が幾らだったら102万円になるのか、改めて確認したいのと、協会けんぽに102万円も支払う年収で比較したら、協会けんぽのときは幾らになりますか。そこは承知してらっしゃるかどうかが確認をいたします。

○議長（江藤 芳光君） 市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 3点、御質問いただきました。

1点目につきましては、議会のほうでの審議がなかったということでございます。国民健康保険税条例の改正の場合、上位法が公布をされましたことを確認して条例改正を行っております。今回につきましては、地方税法施行令の一部改正が3月31日に公布されて、翌日4月1日から施行されましたので、特に緊急を要する専決処分をさせていただいたものでございます。

それと所得基準でございます。詳細にわたっての基準というのは計算してございませんが、この課税限度額につきましては、同一世帯の被保険者ごとの課税額の合計額となりますので、一概にはちょっと計算しにくいところがございますが、あくまで仮として、1世帯に被保険者がお一人というところで、仮に概算で均等割とか平等割等の金額を除き、今回、改正をしました医療分の所得割額のみで単純に逆算をさせていただきますと、その概算額ですと、所得で約693万円以上の方、これを給与の収入ということで考えますと、給与収入で約888万円以上の方、さら

には後期分の所得割のみでの同じような概算での計算でございますが、所得が約784万円以上の方、これを給与収入のほうに換算しますと約979万円以上の方ということで、今回、改正されていない介護分も同様の計算で行いますと、所得が約723万円以上の方、給与収入として逆算しますと918万円以上の方という形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。3回目。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっと、そういう意味では1,000万円に満たないレベルで100万円の課税というか、保険税額の金額が賦課されるという状況があるということの御説明だったと思えます。

協会けんぽでも標準報酬額というのが1から50級まであって、その最高限度額が月139万円ぐらいということですので、大体1,800万円ぐらい。単純に計算していきますと、そういった、実を言うと格差があるという。これは私が福岡県の協会けんぽの資料を見て確認したところですけど、正しいかどうか分からないけれども、要は協会けんぽとの収入差も含めてあるということだけははっきりしているというふうに思えます。

それで、この提案に先立って、十分じゃないというふうにさっきも申し上げたんですけど、やっぱりきちんと改正について理由を納税者に対して説明しきることが大事だと。それは何でかということ、当たり前ですけど、保険者はうきは市になるわけじゃないですか。うきは市が納税義務者に対して賦課徴収していくわけですよ。その方に人数も含めてきちんと把握するということが当たり前のことであるし、当然のことであるし、そして、なぜこうなるのかという説明をしなければいけないと思う。国が言われたからするということでは、単純にそれじゃあ問題があると思えます、正直言って。

そういう意味でも、最初に言ったように、この間、議会で議論していないということの欠点を実を言うと出てきているんです。そのことを強く僕は指摘しておきたいと思えます。改めて、そういう意味で、この部分については考え方について、また質問の機会を与えていただいて、質問していきたいというふうに思えます。

3番目の質問は、特にありません。意見表明だけです。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 先ほどと同じですけども、この広報についてはどのような手だてをいつ頃されるのか。もう4月1日から施行されてると思えますが、されてるのであれば、その点についてもお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 広報につきましては、ホームページ等を予定しております。

ホームページにつきましては、もう早速、掲載をさせていただいております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 様々なツールで発信していただきたいなと思っております。もちろんホームページなり、デジタル化は避けて通れないと思うんですけども、まだまだ紙ベースの方も多いんじゃないかなと思いますし、高齢化が進んでる以上、場合によっては半数以上はそういうものではないかと思いますが、いわゆる広報うきはでは考えられていないのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） すみません。ホームページ等というところで、広報うきはにつきましては掲載を予定してございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 質問と回答の経過から見ても、このまま承認することはできないという立場から討論いたします。

先ほども申し上げましたけども、1つは、この国民健康保険税の条例改正ですけれども、うきは市議会では議案の審査を行ったことはない。平成23年度73万円だったものが、今回102万円という金額に提案されてます。専決事案として提案されて審査をさせない。議会で文字どおり追認する状態というのは、議会軽視も甚だしいと私は思います。ましてや、大切な運営協議会で案として提案されたとき意見がなかったということは、到底考えられないと思います。そういう意味では、国民健康保険運営協議会での議論経過についても、本来であれば専門的な協議がされているというのが必要だと思うし、議事録も手元に渡されていないことから十分に判断できないというふうに思います。改めて、手続的にも執行部の議会への諮り方について、改善を強く求めたいと思います。

以上の点から、専決事項としては承認しないということにいたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） それでは次に、賛成討論を求めます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 賛成討論はないようでございます。反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 反対討論なしというふうに認めさせていただきます。賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、これで討論を終わります。

本案は起立によって採決をいたします。本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江藤 芳光君） ありがとうございます。承認に賛成議員の多数により、したがって、議案第33号は承認することに決しました。

日程第14. 議案第34号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第14、議案第34号監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当しますので、5番、組坂公明議員の退席を求めます。5番、組坂公明議員、退席願います。

〔組坂公明君 退席〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、提案の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 監査委員の選任でございますが、うきは市監査委員に組坂公明氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、生年月日、職業につきましては記載のとおりでございます。

御同意を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第34号は同意することに決しました。

5番、組坂公明議員の入室を認めます。

〔組坂公明君 着席〕

日程第15. 閉会中の審査調査の申出について

○議長（江藤 芳光君） それでは次に、日程第15、閉会中の審査調査の申出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会から、お手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の審査・調査の申出がっております。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の審査・調査とすることに決しました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で全ての議案の審議が終了いたしました。

ここで、市長から挨拶の申出がっておりますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しを頂きましたので、令和4年第2回うきは市議会臨時会閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶と申し上げます。

本日は、選挙後早々の議会招集ということで、議員の皆様方におかれましては大変御面倒をおかけいたしました。慎重なる御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして、全ての議案、御承認等賜り、厚くお礼を申し上げます。御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり心して努めたいと存じます。

新年度に入り1か月が経過したところではありますが、改めまして議員の皆様と同様に新たな気持ちで、緊張感を持って行政運営に邁進したい所存であります。議員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。併せまして、何とぞ御健勝で、市政発展のため御尽力いただきますよう心から祈念し、閉会に当たりましての御挨拶とお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） 報告します。6月定例会の開会日は、6月10日金曜日開会予定となっておりますので報告をいたしておきます。

これをもちまして、令和4年第2回うきは市議会臨時会を閉会します。お疲れでございました。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。

午後3時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

臨時議長 佐藤 湛 陽

議 長 江 藤 芳 光

署名議員 権 藤 英 樹

署名議員 高 木 亜希子